

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 9月21日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ： 1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	3号機	原子炉建屋5階使用済燃料プールの水面にプラスチック片らしきものが1個（約24cm×約16cm）浮いていることを協力企業作業員が発見し、回収したため、今後、原因を調査	A	9月20日公表済 (PDF145KB)

区分Ⅲ：該当なし

その他： 18件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	タービン建屋換気空調系給気処理装置加熱蒸気コイル（B）ドレントラップ入口ストレーナの点検において、ガスケット着座面に傷が認められたため、当該部を修理	D	
2	1号機	原子炉補機冷却系サージタンクレベル降下に伴う調査において、熱交換器（A）にチューブリークが認められたため、当該熱交換器を点検・修理	C	
3	2号機	主蒸気漏えい検出系検出容器ドレン弁操作スイッチに弁開閉状態表示板が取り付けられていないため、表示板取付を検討	対象外	
4	3号機	給復水系復水前置ろ過器（A）出口流量／液位記録計において、「メモリー基板不良」のエラー表示が認められたため、当該基板を交換	D	
5	3号機	非常用ディーゼル発電機（A）潤滑油冷却器（A）入口及び出口温度指示計点検において、指示値の精度外が認められたため、当該指示計を交換	D	
6	3号機	残留熱除去系海水ポンプ（A）・（C）点検において、インペラの一部に腐食が認められたため、当該インペラを修理	D	
7	3号機	復水脱塩装置脱塩塔の隔離操作実施時、複数の電磁弁よりエアリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
8	3号機	廃棄物処理系床ドレン収集ポンプ出口リサイクル配管のドレン配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
9	3号機	主タービン蒸気加減弁（No.1,2,4）点検において、スプリングハウジングガイドローラの枠板に摩耗が認められたため、当該枠板を交換	D	
10	3号機	高圧タービン主蒸気管フランジ締付ボルト点検において、カジリ（1本）が認められたため、当該ボルト・ナットを交換	D	
11	3号機	主タービン点検において、接地用ブラシ（タービン側）に摩耗が認められたため、当該ブラシを交換	D	
12	3号機	主タービン中間塞止加減弁（No.1～6）点検において、弁ストレーナキー溝に摩耗が認められたため、当該キー溝を補修溶接	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
13	3号機	主タービン複合中間弁 (No. 5) 点検において、弁蓋ボルト (No. 4) にネジ部の欠損及びナットの固着が認められたため、当該ボルト・ナットを交換	D	
14	3号機	主タービン複合中間弁 (No. 6) 点検において、弁蓋ボルト (No. 4) にナットの固着が認められたため、当該ボルト・ナットを交換	D	
15	4号機	非常用ディーゼル発電機 (4 A) 排気配管用サポートに腐食が認められたため、当該サポートを点検・修理	D	
16	4号機	主復水器細管洗浄装置ボール循環ポンプ (D) の入口圧力計取付部に緩みが認められたため、当該部を点検・修理	D	
17	集中環境施設	ペレット固化設備養生コンベアにおいて、入口側ロールスクリーンに破損が認められたため、当該ロールスクリーンを点検・修理	D	
18	集中環境施設	補助ボイラ設備 A 号缶の停止時において、火炉内に未燃物が確認されたため、当該火炉内を点検及び未燃物を除去	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで